

別紙

2020年5月28日
総務・財務部 総務課

大学における検温実施要領

1. 検温対象者 : 学内に入構する者すべて（理事者、教員、職員、学生、業者）
2. 実施場所及び時間 : 正門警備室前（正門以外はすべて常時閉鎖します。）
開門（午前7時）から閉門（通常午後10時45分）まで
3. 実施期間 : 6月1日（月）～
（コロナの終息状況も見ながら6月30日までを目途に実施します。）
4. 検温方法 : 入構時に正門警備員室前のカウンターで検温器により各自実施します。
5. 検温の手順：
 - ①検温器の前に立ってください。
 - ②検温器のディスプレイに顔を向けてください。
 - ③自動的に検温されディスプレイに温度が表示されます。
 - ④検温結果が、37.4℃以下（画面が緑色になった）の場合、入構してください。ただし、37.4℃以下の場合でも、次の症状がある方は入構をご遠慮ください。
 - ・息苦しさ、強いだるさなどの症状のいずれかがある。
 - ・基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある。
 - ・比較的軽い風邪が続いている。
 - ⑤検温結果が、37.5℃以上（画面が赤くなった）の場合、入構不可とします。
警備員室にお声がけのうえ、職名、氏名、出講目的をお伝えください。教員の方は教務課へ、職員の方は所属部署にお取次ぎいたします。連絡後は、速やかにご退校ください。
6. その他
 - ①各部署において、取引業者等来校が予定される関係先へ検温の実施及び高熱の場合の入構制限について、ご周知ください。
 - ②車利用者は、学生駐車場に駐車後、正門警備員室前で検温後に徒歩で入構してください。（当面の間、教員・職員共に構内駐車スペースは利用できません。）
 - ③起床後に検温をする等普段の生活においても健康管理に努めるとともに、発熱、息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合は、出勤を控えてください。

以上